

沖縄県発達障害者支援センター連絡協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 沖縄県発達障害者支援センター（以下「センター」という。）が行う発達障害者に対する支援、関係機関との連携等のあり方について意見等を聴取し、センターが行う総合的なサービスの在り方の検討に資するために沖縄県発達障害者支援センター運営事業実施要綱（平成19年1月沖縄県福祉保健部長決裁）10 - (2)の規定に基づき、沖縄県発達障害者支援センター連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 協議会は、センターが行う次に掲げる項目について検討する。

- (1) 発達障害児(者)支援に関すること。
- (2) 関係機関との連携のあり方その他支援体制構築に必要な事項に関すること。
- (3) 発達障害児(者)支援に関する人材育成及び研修計画の策定に関すること。
- (4) 発達障害についての普及啓発に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる区分に従い構成する。

- (1) 医療
- (2) 保健
- (3) 福祉
- (4) 教育
- (5) 労働
- (6) 当事者団体
- (7) 学識経験者
- (8) その他センターが必要と認める者

2 委員の任期は、原則として2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の再任は妨げない。

(運営)

第4条 連絡協議会の会議は、センターの長が召集し、その会議の進行役を務める。

2 前項の規定にかかわらず、センターの長は会議の議事進行を担当する者を指名し、当該者に会議の議事進行を依頼することができる。

3 センターの長が特に必要と認められた時は、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(個人情報の保護)

第5条 協議会の委員及び協議会に出席した者は、協議会において知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、センターにおいて行う。

(補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、センターの長と沖縄県福祉保健部障害保健福祉課長が協議して定める。

附 則

この要綱は、平成21年9月9日から施行する。

沖縄県発達障害者支援センター連絡協議会委員名簿

	分野	構成員名	所属、役職等
1	医療	勝連 啓介	医師、社会福祉法人五和会 名護療育園
2		宮川 真一	医師、沖縄県立南部医療センター・こども医療センター
3	保健	大宜見 義夫	医師、おおぎみクリニック 院長、 社団法人沖縄県小児保健協会 理事
4		下地 ヨシ子	保健師、社団法人沖縄県小児保健協会 副会長
5		宮城 朝雄	沖縄県立総合精神保健福祉センター 主幹
6	福祉	大城 敏美	エミール保育園長、沖縄県保育協議会 協議員
7		山城 健児	社会福祉士、特定非営利活動法人ぺあ・さぼーと 相談員
8		宮城 直人	沖縄県コザ児童相談所相談班 主幹
9		玉城 譲治	沖縄県身体障害者更生相談所相談判定班 班長 (沖縄県知的障害者更生相談所)
10	教育	城間 園子	沖縄県立総合教育センター特別支援教育班 指導主事
11		伊是名 聡	臨床心理士、沖縄臨床心理士会 理事
12	労働	上田 光	独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構 沖縄県障害者職業センター 主任障害者職業カウンセラー
13		中村 淳子	障害者就業・生活支援センター「ティーダ&チムチム」所長
14	当事者団体	西岡 しのぶ	沖縄自閉症児者親の会「まいわーるど」代表
15		照屋 満美	非営利組織団体はっぴいバルーン代表
16	学識経験者	仲宗根 忠真	弁護士、うるま法律事務所
17		知名 孝	沖縄国際大学総合文化学部人間福祉学科 専任講師

沖縄県発達障害者支援センター連絡協議会委員選定の考え方

	分野		選定の考え方
1	医療	2人	・発達障害に関して知見のある医師等で社団法人沖縄県医師会の推薦があった者
2			
3	保健	2人	・小児保健に関して知見のある医師、保健師等で社団法人沖縄県小児保健協会の推薦があった者
4			
5		1人	・沖縄県立総合精神保健福祉センター（精神保健に関する県の相談機関）の職員
6	福祉	1人	・障害児保育等に関して知見のある者で社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会沖縄県保育協議会の推薦があった者
7		1人	・発達障害者支援、地域連携等に関して活動実績のある者で社団法人沖縄県社会福祉士会の推薦があった者
8		1人	・沖縄県児童相談所（児童福祉に関する県の相談機関）の職員
9		1人	・沖縄県知的障害者更生相談所（知的障害者福祉に関する県の相談機関）の職員
10	教育	1人	・沖縄県立総合教育センター（特別支援教育を取り扱う県の専門機関）の職員
11		1人	・教育現場で障害児支援等の実績がある者で沖縄県臨床心理士会の推薦があった者
12	労働	1人	・独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構 沖縄県障害者職業センター（障害者に対して専門的な職業リハビリテーション等を提供する専門機関）の職員
13		1人	・障害者就業・生活支援センター（障害者の就労支援を行う民間の相談支援機関）の職員
14	当事者団体	2人	・県全域における乳幼児期から成人期までの発達障害支援に関し、当事者及びその家族の立場から中立的な意見を述べるができる者として、当事者団体から推薦された者
15			
16	学識経験者	1人	・障害者の権利擁護等に知見があり、沖縄弁護士会の推薦があった者
17		1人	・発達障害者支援に知見がある大学教員等の中から沖縄県障害保健福祉課が選定した者